

第2次菟田町食育推進計画

令和3年3月

菟 田 町

はじめに

「食」は命の源で、私たちが生きる上で欠かすことのできない大切なものであり、心身ともに健康で心豊かな生活をしていく上での礎となります。

近年、私たちの食生活をめぐる環境は大きく変化しています。さらに昨今は新型コロナウイルス感染症によりライフスタイルの変化、新しい生活様式が求められています。食生活においても外食の機会が減少し、毎日の食事を自らの力で用意する「調理力」が求められています。

苧田町では平成28年に「苧田町食育推進計画」を策定し、関係機関や団体と一体となって食育を推進してまいりました。

これまでの成果と課題を踏まえ、更なる食育の推進を図るため、今後5年間の指針となる「第2次苧田町食育推進計画」を策定いたしました。

本計画では、3つの基本目標、さらに5つの重点目標と目標値を設定し、食育推進に向けての取組を行ってまいります。

また、町民アンケートに食育に関する設問を設定し、第5次苧田町総合計画内の政策「だれもが元気で健やかに暮らせるまちづくり」の1つの施策として食育も明記することといたしました。

町民の皆様が身近な「食」について改めて考え、生涯健康で豊かな人間性を育めるよう、食育を総合的、体系的に進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、今回の計画改定にあたり、熱心にご審議をいただきました「苧田町食育推進会議」の委員の皆様をはじめ、ご協力いただいたすべての関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和3年（2021年）3月

苧田町長 遠田 孝一



目次

| | |
|---------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって | |
| 1 計画の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 第2章 第1次計画の取組 | 3 |
| 第3章 苅田町の食の現状と課題 | |
| 1 家庭における食生活の現状 | 4 |
| 2 子どもの食生活と健康 | 9 |
| 3 健康面から見た食に関する現状 | 10 |
| 4 地産地消面から見た食に関する現状 | 13 |
| 第4章 食育の理念と目標 | 15 |
| 第5章 行動指針 | |
| 基本目標① 健康を育む食育の推進 | 16 |
| 基本目標② 人との関係を育む食育の推進 | 18 |
| 基本目標③ 地域を育む食育の推進 | 20 |
| 目標値 | 21 |
| 第6章 食育推進体制 | 22 |
| 資料編 | |
| 1. 苅田町食育推進会議設置条例 | 24 |
| 2. 苅田町食育推進会議委員名簿 | 26 |
| 3. 計画の策定経緯 | 27 |

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

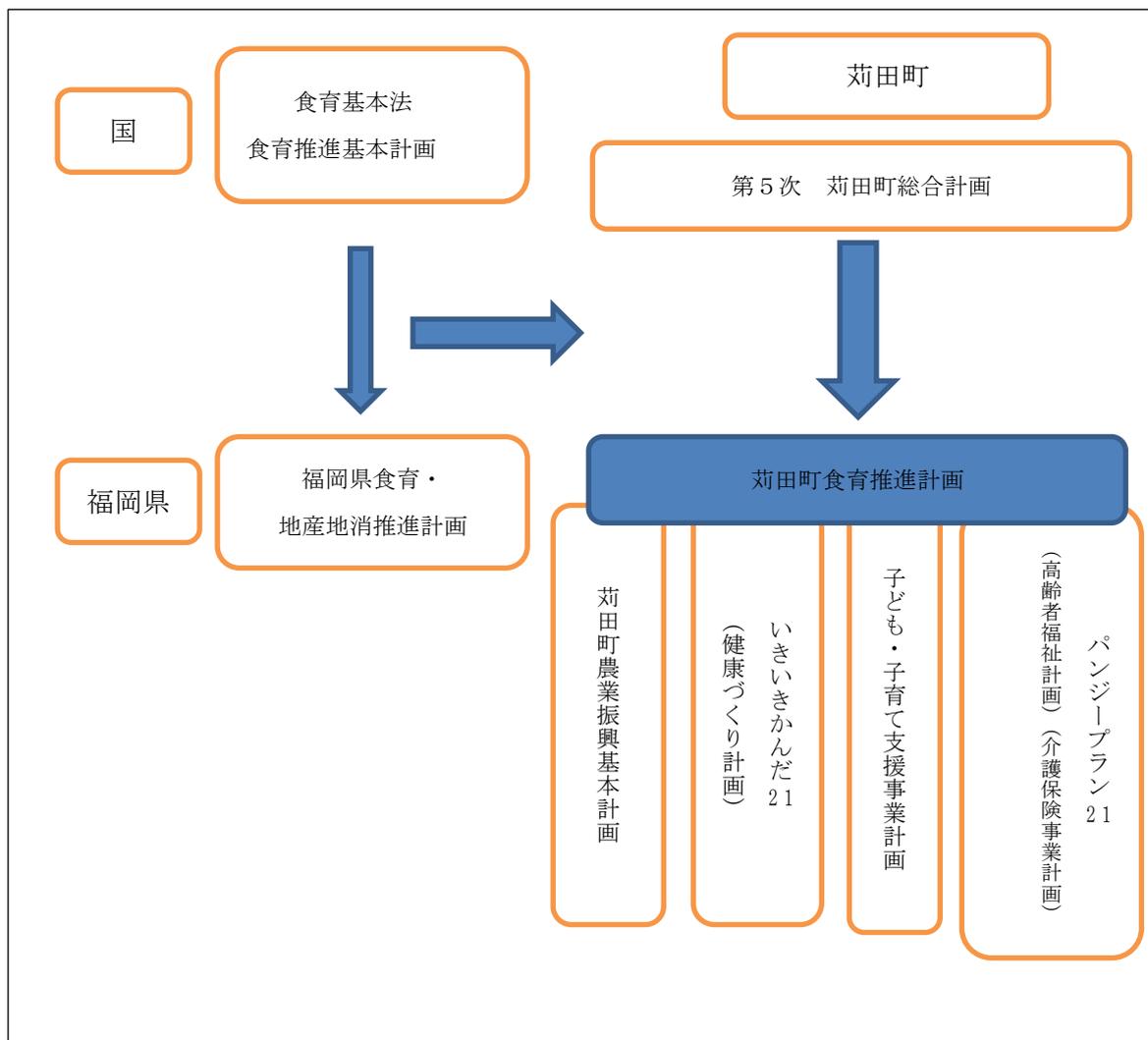
本町では、平成28年3月に「荇田町食育推進計画」を策定し、町民一人ひとりが生涯にわたり、「食」を通じて健やかな体と豊かな心を育むと同時に、家族をつなぎ、そして地域の人々をつなぐ「わ」となるような食育を進めてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症をはじめとしたライフスタイル、食を取り巻く環境の変化は著しいものがあります。そこで、これまでの取り組み状況やその成果、食や健康、農水産業を取り巻く環境の変化を踏まえ、食育の推進を総合的かつ計画的に進めるため、今後の施策の方向性を示した本計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法18条第1項に基づき、食育を具体的に推進するための計画として策定します。

なお、計画策定にあたっては、国の「食育推進基本計画」や福岡県の「食育・地産地消推進計画」、苅田町健康づくり計画など、苅田町の関連する諸計画との整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化により見直しが必要な場合は、計画期間にかかわらず、計画の見直しを行います。

第2章 第1次計画の取組

第1次計画では、『今日より元気な明日に向かって～食の「わ」でつながる元気な町～』を食育推進の理念とし、理念実現のために、3つの基本目標、さらに8つの重点目標を設定し、食育推進に向けての取組を行ってきました。

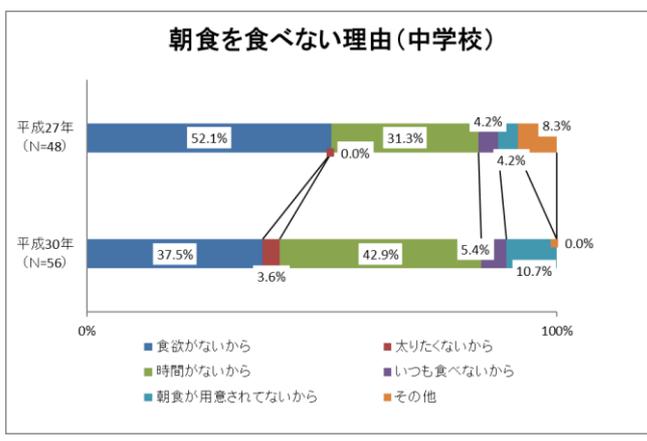
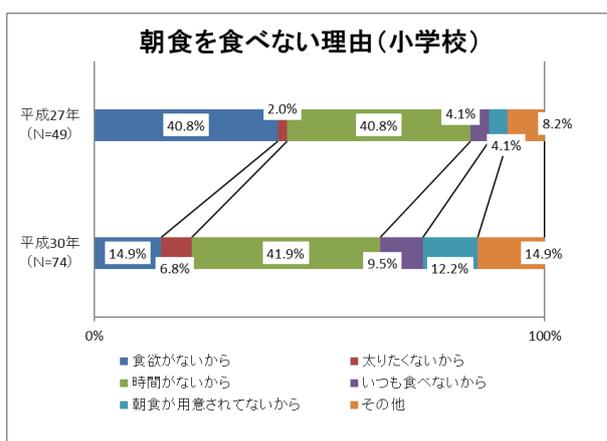
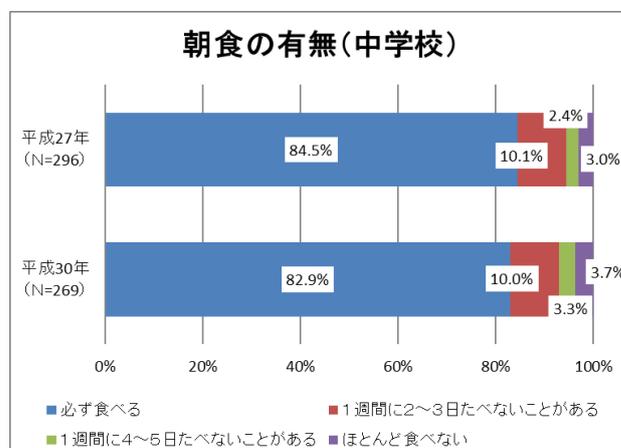
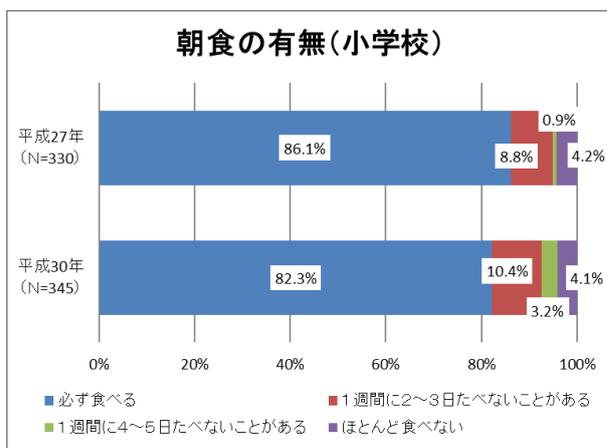
| 基本目標 | 重点目標 | 具体的な取組 |
|--|--|--|
| ① 食ではぐくむ楽しい家庭と元気な心 | ① - 1 食に関心を持ちます | 学校での指導や啓発、研修 |
| | | 食物アレルギーへの対応 |
| | | 町での広報 |
| | | 公民館講座 |
| | | 保育園・幼稚園での食育の普及活動 |
| | | 食生活改善推進会の啓発活動体験学習 |
| | ① - 2 しっかり3食食べます | 「早寝早起き朝ごはん」の推奨 |
| | | 学校における朝ごはんの学習 |
| | | 給食委員会での情報交換 |
| 学校給食の残食調査と啓発 | | |
| 乳幼児健診を通じて生活リズムの啓発 歯科健診・特定健診・乳幼児健診等の受診勧奨 | | |
| ① - 3 家族みんなで楽しい食事 | 「共食」の推進 学校における「いただきます・ごちそうさま」の学習と指導 | |
| 健康づくり ② 食から始まる | ② - 1 適正体重を維持します | 健康教室や講演会の開催と行事等の情報伝達 特定健診等の受診勧奨と必要時の保健指導の実施 |
| | ② - 2 1日3食、栄養バランスに気を付けます | 栄養バランスに関する知識のライフステージ別の啓発 |
| ③ 地産地消の推進 | ③ - 1 生産者と消費者をつなげます | 体験学習 |
| | | イベント |
| | ③ - 2 安定して供給、消費できる農水産物の確保 | 農産物直売所での農水産物の販売 |
| | | かんだ農業塾の開催 |
| | | 学校給食における減々米の使用 |
| | ③ - 3 安心・安全な食物の提供推進 | 農業振興地域における環境保全型農業の推進 |
| 生産者に対する農薬の安全使用等の講座の開催 | | |

第3章 苧田町の食の現状と課題

1 家庭における食生活の現状

① 子どもの朝食の欠食

朝食を欠食することのある児童・生徒は平成27年に比べるとやや増加傾向にあります。欠食の理由として、「食欲がないから」が減少し、「太りたくないから」「朝食が用意されていないから」が増加しており、朝食を食べない家庭が増えていることが考えられます。



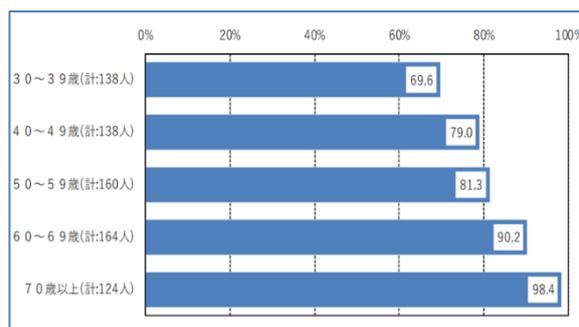
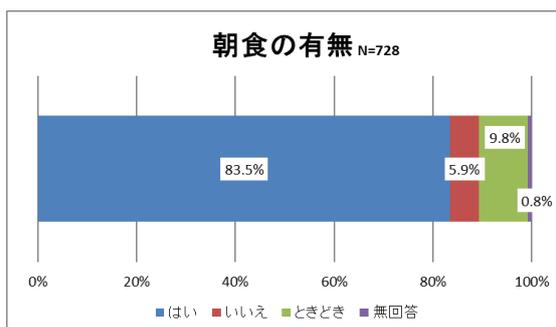
【資料：平成30年実施小学校5年生・中学校2年生を対象食生活アンケート】

② 大人の朝食の欠食

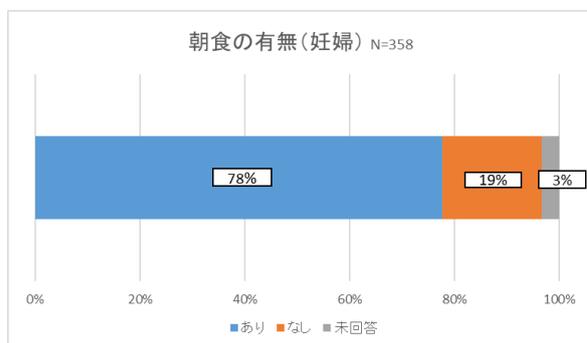
朝食を欠食することのある人は15.7%で、30歳代が最も多く、年齢が若いほど欠食する人が多くなっています。

また妊婦の19%が朝食を欠食しています。

子育て世代の欠食は、子どもの朝食の欠食につながるため、朝食を食べる習慣を持つことが大切だと考えられます。



【資料:いきいきかんだ21中間評価報告書】

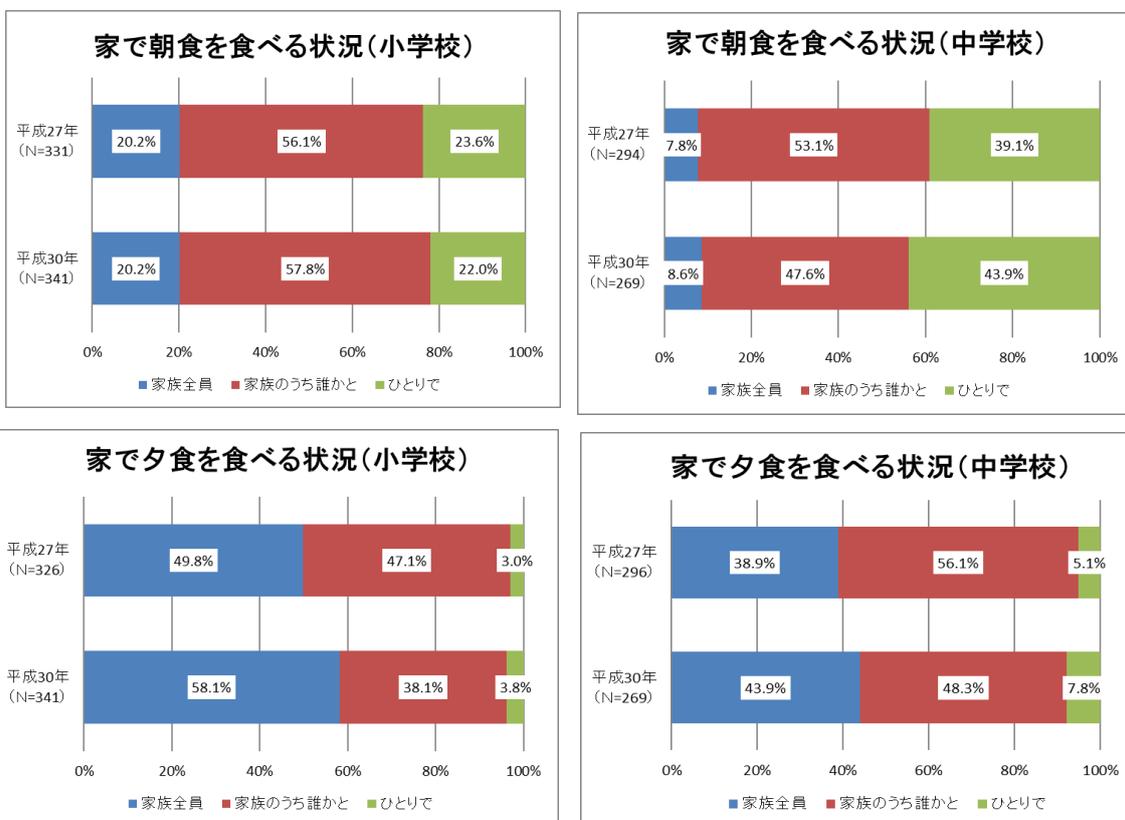


【資料:庁内資料(平成29年度妊娠届アンケート転入者含)】

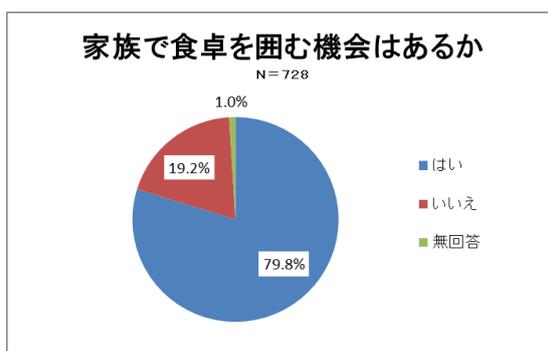
③ 家庭での食事の状況

小学生の方が中学生よりも家族で食べる割合が高くなっています。また朝食より、夕食の方が家族全員で食べる「共食」の割合が高くなっています。中学生になると部活や放課後の習い事のため、家族で食卓を囲む機会が減ることが考えられます。朝食を家族で食べることで、朝食を食べる習慣ができるだけでなく、早寝早起きなど規則正しい生活習慣が身に付き、生活習慣病の予防にもつながると考えられます。

成人の19.2%が「家族と食卓を囲む機会がない」と答えています。



【資料：平成30年実施小学校5年生・中学校2年生を対象食生活アンケート】



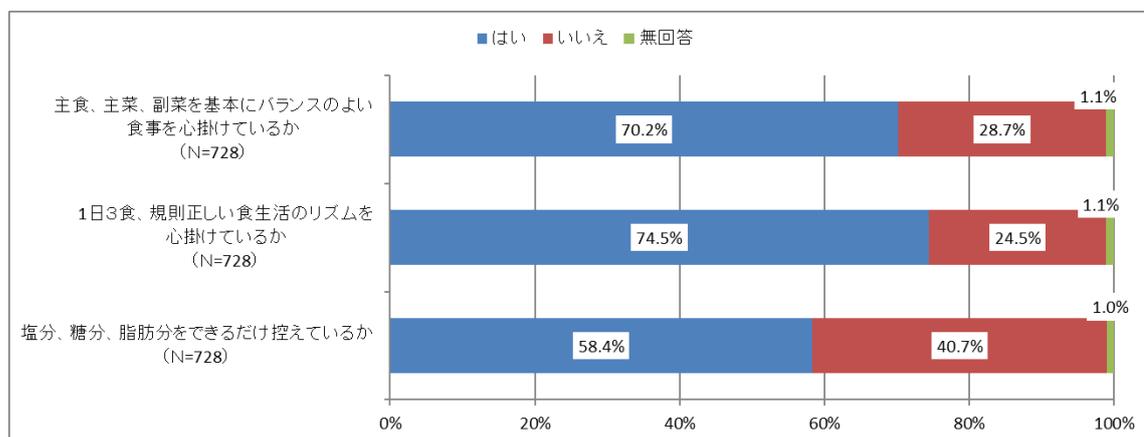
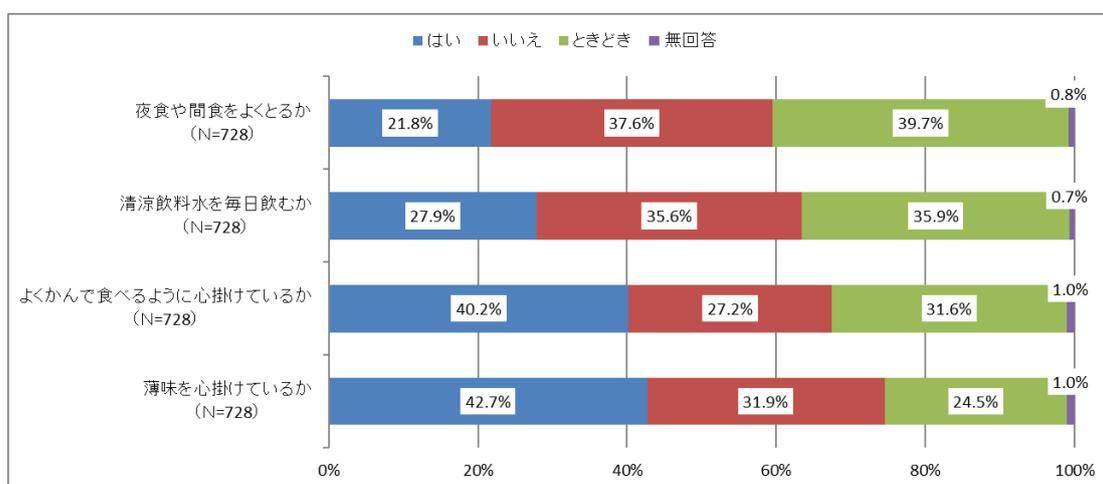
【資料：いきいきかんだ21中間評価報告書】

④ 食習慣

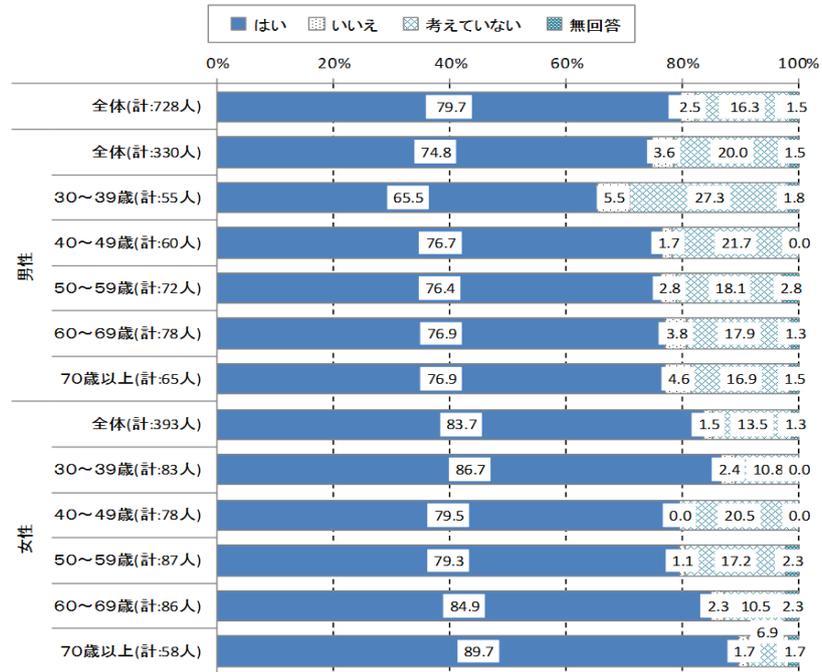
薄味を心がけている人が42.7%、よくかんで食べるように心がけている人も40.2%と健康に気遣いながら生活している人が概ね4割以上いることが分かります。

また、自分の食事を健康的なものにしたいと思っている人の割合は79.7%となっています。

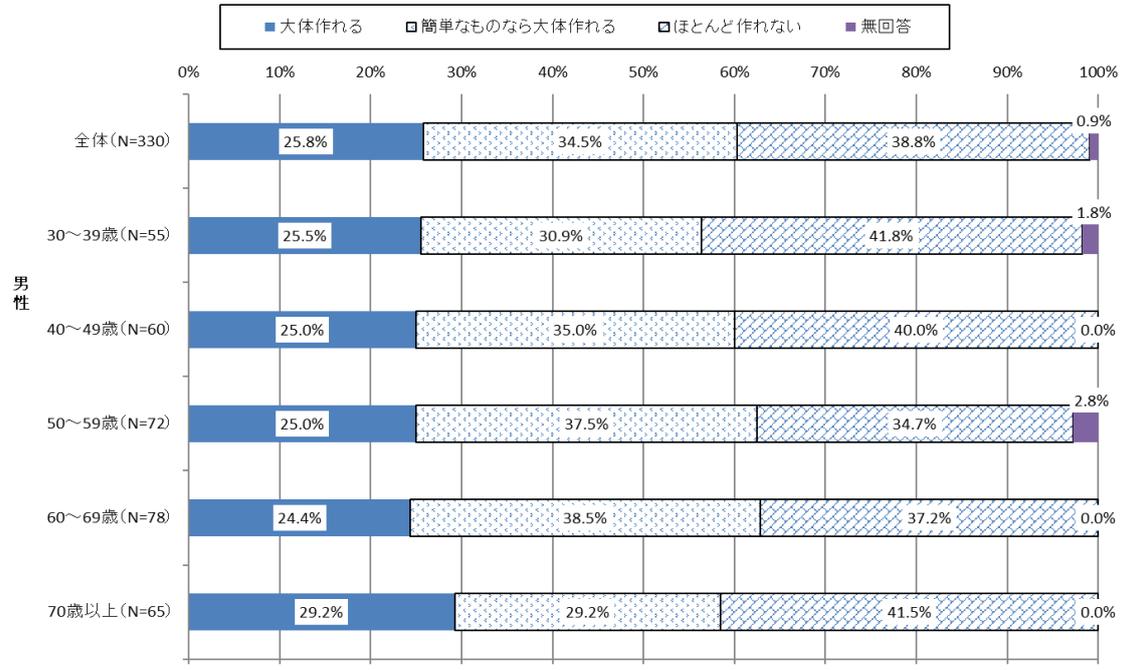
ひとりで基本的な料理が作れない男性が4割ほどおり、健康的な食事を望んでいるが、自分では調理ができない男性がいることが考えられます。



今後、自分の食事を健康的なものにしたいですか



ひとりで基本的な料理(味噌汁、焼き魚、煮魚等)が作れますか。 (男性のみ)



【資料:いきいきかんだ2 1 中間評価報告書】

2 子どもの食生活と健康

① 子どもの歯の健康

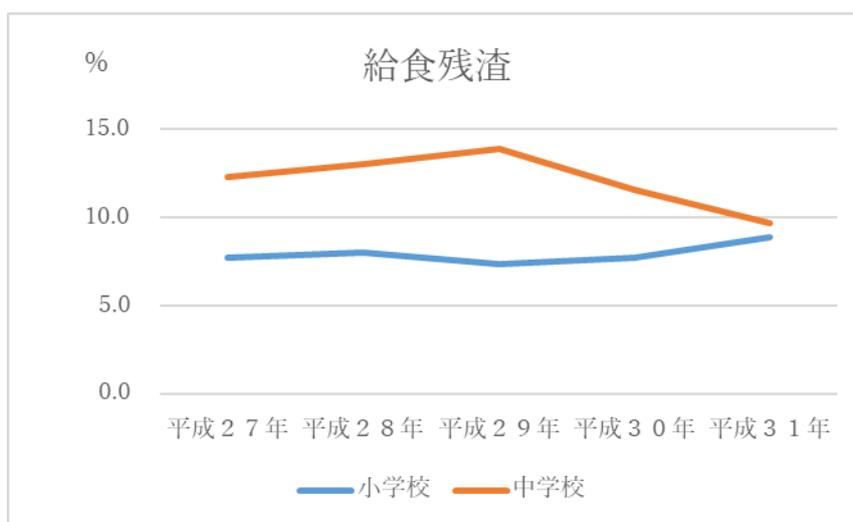
福岡県・苅田町共に3歳児では1歳6か月児に比べると、むし歯の保有率が大幅に増加しています。3歳児では、生活行動範囲が広がり、食習慣が多様化するため、虫歯のリスクが高まりやすくなります。口腔状態によっては、子ども自身が行う歯磨き、保護者による仕上げ磨き、食生活のあり方などを見つめ直す必要があります。

| | むし歯の保有率 (%) | | 一人あたりのむし歯の本数 | |
|--------|-------------|-------|--------------|------|
| | 福岡県 | 苅田町 | 福岡県 | 苅田町 |
| 1歳6か月児 | 0.05 | 0.01 | 1.67 | 0.59 |
| 3歳児 | 14.16 | 15.22 | 0.45 | 0.56 |

【資料：平成30年度 1歳6か月児・3歳児健診結果】

② 給食残食

給食残食は小学校ではやや増加傾向ですが、中学校では平成29年以降減少傾向となっています。



【資料：平成27～31年度食育推進計画実態把握報告より】

3 健康面から見た食に関する現状

① 特定健診受診率

特定健診受診率に関する目標は「特定健康診査等実施計画」に基づき、平成29年度までを第2期とし、目標は60%としていました。平成30年度からの第3期では、目標を50%としています。実績としては国・福岡県に比べ受診率は高くなっていますが、平成27年度に増加がみられた以降は、ほぼ横ばい傾向となっています。

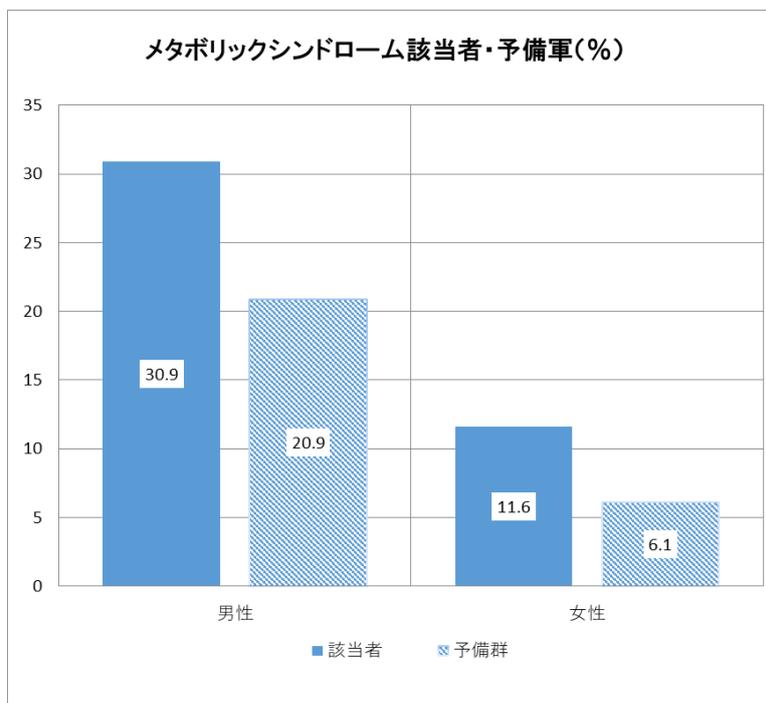
苅田町特定健康診査の目標と実施状況

| | | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 苅田町 | 目標 | 54% | 56% | 58% | 60% | 50% |
| | 実績 | 46.9% | 49.2% | 49.6% | 48.7% | 48.7% |
| ※H30年度に特定健康診査等実施計画 第3期計画策定のための目標値見直しあり | | | | | | |
| 全国 | | 35.3% | 36.3% | 36.6% | 37.2% | 37.9% |
| 福岡県 | | 31.2% | 31.5% | 32.3% | 33.5% | 34.8% |

【資料：庁内資料】

② メタボリックシンドローム（※）該当者及び予備群

メタボリックシンドローム該当者及び予備群ともに、男性が高くなっています。仕事が忙しく、食事や運動など生活習慣の乱れが生じていることが原因として考えられます。



【資料：平成30年度特定健診結果】

（※）メタボリックシンドロームとは

内臓脂肪が蓄積することによって、血圧、血糖が高くなったり、血中の脂質異常をおこす状態。食事や運動等の生活習慣を改善しなければ心筋梗塞や脳卒中等が起りやすくなります。 【資料：いきいきかんだ21中間評価報告書】

③ 成人の歯の健康

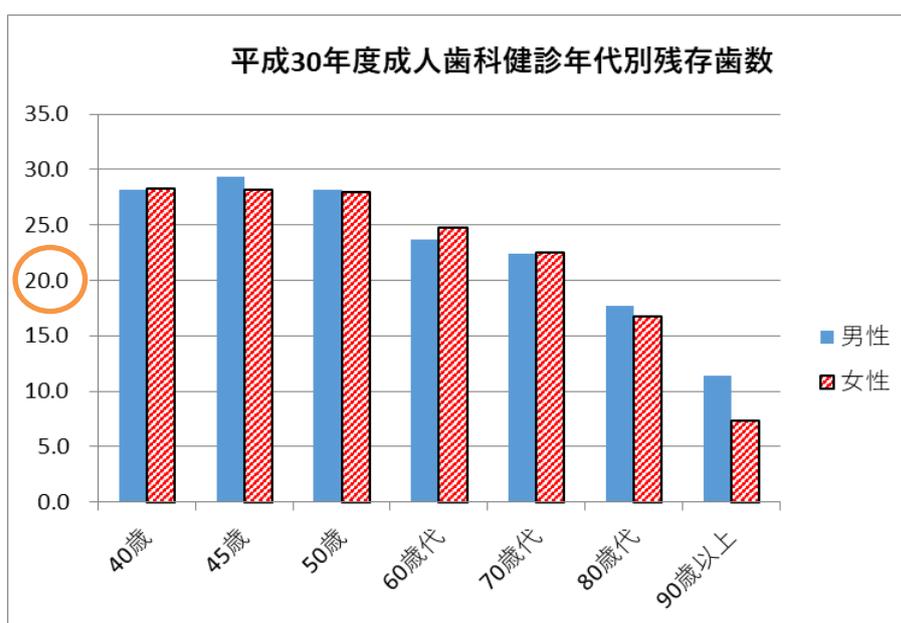
「いきいきかんだ21」のアンケートでは、「現在の歯の本数が24本以上の人」は全ての年齢で増加しています。

国は、8020運動をすすめ、80歳で自分の歯を20本残すことを目指しています。成人歯科健診結果から、平均残歯数は80歳代男性17.7本、女性16.8本となっています。

高齢者の「噛めない」などの口腔機能の低下は、低栄養や誤嚥性肺炎を招き、結果、身体機能が低下することで閉じこもりや寝たきりにつながります。

| 指標 | 該当者 | 経年的結果 | | | |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成16年 | 平成21年 | 平成26年 | 令和元年 |
| 現在の歯が24本以上ある割合 | 30歳代 | — | 53.5% | 81.0% | 89.9% |
| | 40歳以上 | 48.1% | 46.4% | 73.8% | 72.0% |
| | 40歳代 | 67.0% | 58.2% | 91.8% | 87.7% |
| | 50歳代 | 53.6% | 49.0% | 74.3% | 80.0% |
| | 60歳代 | 43.3% | 41.8% | 66.9% | 65.9% |
| | 70歳以上 | 25.4% | 34.1% | 62.0% | 52.4% |
| 定期的に歯科健診を受けている割合 | 30歳代 | — | 31.4% | 33.3% | 33.3% |
| | 40歳以上 | 19.7% | 37.1% | 39.5% | 39.1% |

【資料:いきいきかんだ21中間評価報告書】



【資料：平成30年度成人歯科健診】

4 地産地消面から見た食に関する現状

苧田町の農業者・漁業者は年々減少傾向にあり、農地も減少傾向で推移しています。消費者が求める野菜や果物を選ぶ基準として、上位3項目は①新鮮なものを選ぶ、②安価なものを選ぶ、③安全性で選ぶが重要視されています。

また苧田町の農産物の購入は、①あまり意識していない、②時々購入する、③できるだけ購入するの順になっており、購入意識が低いことがわかります。

・農業の推移

| 年度 | 平成27年 | 平成22年 | 平成17年 | 平成12年 | 平成7年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|------|
| 専業農家(人) | 98 | 100 | 110 | 119 | 150 |
| 兼業農家(人) | 148 | 196 | 275 | 359 | 623 |
| 就農人口(人) | 246 | 296 | 385 | 478 | 773 |

【資料：農業センサス調べ】

・漁業者の推移

| 年度 | 平成30年 | 平成25年 | 平成20年 | 平成15年 | 平成10年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 就業者数(人) | 59 | 55 | 60 | 56 | 60 |

【資料：漁業センサス調べ】

・農地の状況

| 年度 | 令和元年 | 平成30年 | 平成29年 | 平成28年 | 平成27年 |
|---------|------|-------|-------|-------|-------|
| 田 (ha) | 484 | 487 | 492 | 495 | 501 |
| 畑 (ha) | 62 | 66 | 66 | 66 | 68 |
| 合計 (ha) | 546 | 553 | 558 | 561 | 569 |

【資料：土地利用現況把握調査】

・主要農作物の状況

平成31年度苜田町の生産者による主要農作物の売り上げ状況
(福岡京築農業協同組合農作物直売所苜田店)

| 品目名 | 売り上げ金額 (円) |
|--------|-----------------|
| トマト | 4, 1 1 5, 9 7 1 |
| ミニトマト | 1, 5 5 3, 4 1 9 |
| ほうれんそう | 7 9 3, 9 8 9 |
| なす | 7 4 4, 0 8 0 |
| だいこん | 6 4 4, 1 1 1 |
| 黒にんにく | 5 7 8, 7 6 0 |
| 白ねぎ | 5 5 5, 0 2 7 |
| にんにく | 5 2 8, 8 6 0 |
| たまねぎ | 4 3 4, 3 7 5 |
| さといも | 3 5 0, 0 9 2 |

【資料：J A京築営農部 地産地消課調べ】

・消費者が求める野菜や果物

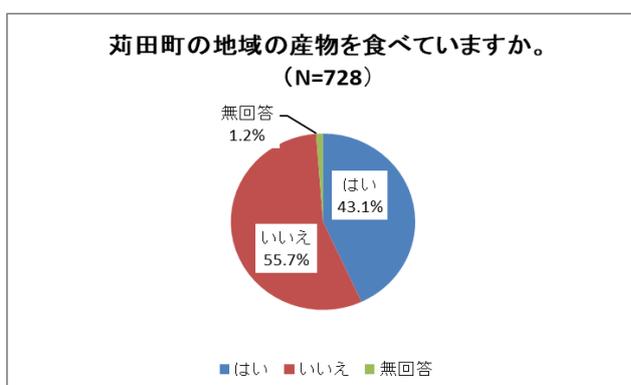
| 第1位 | 第2位 | 第3位 |
|----------|----------|--------|
| 新鮮なものを選ぶ | 安価なものを選ぶ | 安全性で選ぶ |

【資料：苜田町農業振興基本計画抜粋】

・苜田町の農産物の購入意識

| あまり意識していない | 時々、購入する | できるだけ購入する |
|------------|-----------|-----------|
| 5 7 . 5 % | 1 5 . 8 % | 1 4 . 6 % |

【資料：苜田町農業振興基本計画抜粋】



【資料：いきいきかんだ21中間評価報告書】

第4章 食育の理念と目標

苧田町の現状と課題を踏まえ、食育推進に向けての理念と目標を位置づけます。

1 理念

食は、生命の源です。生産者が食物を育み、それを食べることで健康な体をつくり（育み）、食卓を囲むことで家族・友人との絆を育みます。

食を通して、元気で明るい未来を「育む」町を目指します。

育む
～健やかな体 豊かな心 明るい明日～

2 基本目標と重点目標

理念の実現のために、3つの分野における目標を設定し、それぞれが関わり合いながら取り組みを実践します。

| 基本目標 | 重点目標 |
|-----------------|--------------------|
| ① 健康を育む食育の推進 | ① -1 朝食を食べます |
| | ② -2 しっかり3食食べます |
| ③ 人との関係を育む食育の推進 | ② -1 食育に関心を持ちます |
| | ② -2 家族や友人と食卓を囲みます |
| ③ 地域を育む食育の推進 | ③ -1 地産地消をすすめます |

第5章 行動指針

基本目標①

健康を育む食育の推進

重点目標 ①-1 朝食を食べます

朝食は一日のスタートであり、活力の源となります。

朝食を欠食することのある人は30歳代が最も多く、年齢が若いほど欠食する人が多くなっています。また妊婦の19%が朝食を欠食しています。子育て世代の欠食は、子どもの朝食の欠食につながるため、朝食を食べる習慣を持つことが大切です。

妊産婦に向け、親子（母子）健康手帳発行時や乳幼児健康診査を通して朝食の大切さを伝えます。また学童期には、学校とPTAが連携し、「早寝早起き朝ごはん運動」を推進します。

【具体的取組】

- ・PTA活動と連携し、「早寝早起き朝ごはん」の推進を行います。
- ・小中学校において、朝ごはんの学習を行います。
(各小中学校、『教育指導計画書』に基づいて食育を行います)
- ・親子（母子）健康手帳交付時や乳幼児健康診査・特定健診・歯科健診などの各種健診を通じて朝食の摂取を促します。

重点目標 ①-2 しっかり3食食べます

朝食・昼食・夕食の3食をしっかり食べることは、生活習慣を確立する基礎です。生活のリズムをつくることは、健康な体や心をつくることにもつながります。

また、しっかり食べるためには、しっかり噛むことが必要です。乳幼児期は身体各分野の発育だけでなく、そしゃく機能の発達も著しいです。

小さいころからの食生活は、食習慣を確立させるうえで重要です。また、20～30歳代の若い世代は、これから親となり食育を次世代につなげていく役割を担っています。しかし家庭や学校から離れ、生活が不規則になりがちです。

40～50歳代の働き盛り世代では生活習慣病の発症率が高く、日頃の生活習慣の見直しが求められるころです。高齢期では身体機能・生活機能の維持が重要となってきます。生涯を通して健全な食生活を実践していくことが重要です。

【具体的取組】

- ・各種健診（歯科健診・特定健診・乳幼児健診等）の受診勧奨を行います。
- ・乳幼児健康診査や特定健診を通じて規則正しい生活リズムの確立を促します。
- ・親と子どもの歯の健診・歯科講演会・歯科健診を通して歯や口腔機能についての啓発を行います

基本目標② 人との関係を育む食育の推進

重点目標 ②-1 食育に関心を持ちます

現代では家庭環境の多様化やライフスタイルの変化などにより、家庭における食育の実践が難しくなっています。そこで幼稚園・保育園、小学校、中学校等、地域や関係団体が連携し、望ましい食習慣と食に対する豊かな心を育むよう食育を支援していく環境を作ります。

食育を進めていくには、まず食への興味や関心を持つことが重要であると考えます。幼児・学童期においては、食について学ぶ機会を増やします。また、過度なダイエットや肥満、スポーツ、偏った食事や生活習慣病、食物アレルギーなど個別の問題への情報提供を行います。また、教育関係者の食育への理解促進を行います。

成人期では、食の情報を知ることができるように、ホームページなどでレシピ紹介を行います。

【具体的取組】

- ・給食センター栄養教諭による栄養授業を行います。
- ・食に関する公民館講座を開催します。
- ・保育園・幼稚園での野菜づくりなどの体験活動や食育の普及活動の推進を行います。
- ・食生活改善推進会による地域住民への啓発をします。
- ・給食の指導方法について、給食委員会にて情報交換を行います。
- ・学校給食の残食調査を実施します。

重点目標 ②ー2 家族や友人と食卓を囲みます

家族で食卓を囲み楽しく食事することは食育を進める上での基本であり、家庭が食卓の原点です。家庭の食卓は、家族だんらんの場であり、同時に食事の大切さや食文化、食事のマナーなどを学ぶ場所でもあります。また、子どもの心を育てるという重要な役割もあります。

近年、外食・中食（※1）といった食の外部化が進展・定着していますが、新型コロナウイルス感染症により家庭での食事が見直されています。家族や友達と共に食卓を囲む機会を増やすことで、「孤食」（※2）をなくし、食べる事の心地よさを味わう事が食への興味や関心につながると考えます。

（※1）中食とは

総菜やコンビニ弁当などの調理済み食品を自宅で食べること。

（※2）孤食とは

※家族等が不在の食卓で、一人だけで食事をする事

【具体的取組】

- ・ P T A活動と連携した「共食」の推進を行います。
- ・ 各学校において、「いただきます・ごちそうさま」の給食時間の指導の徹底を図ります。また、「いただきます・ごちそうさま」の意味を学習します。
- ・ 子ども料理教室を開催します。

基本目標③ 地域を育む食育の推進

重点目標 ③-1 地産地消をすすめます

苜田町では農業者や漁業者が近隣市町村に比べ少なく、身近に農水産物に触れ合う機会があまりないのが現状です。また、町内で取れる農水産物が需要に対応できていないのも現状です。農業塾や直売所出荷用野菜栽培講習会などを開催し、農業者の育成、直売所を通じた地産地消の推進を行っていきます。

また、農業者が化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで、地球温暖化防止を目的とした、農地土壌へ炭素貯留に効果の高い営農活動や生物多様性保全に効果の高い営農活動を苜田町では普及、推進しています。この取組により作られた農作物は、環境に良いうえに、化学肥料等を福岡県の基準値を5割低減しているので「安心・安全」の農作物として消費者や学校給食に減々米として提供されています。

「つくるひと」と「たべるひと」がお互いの顔を見て、直接話しをすることで、食は豊かになっていきます。苜田町では毎年12月初旬に行われる「ふるさと苜田地産地消フェア」等、イベントでの地元農水産物の販売を通し、生産者と消費者の交流の場を設けていました。今年度は新型コロナウイルス感染症により、イベントは中止となっていますが、直売所で苜田町の特産品を販売するなどの活動を継続しています。

【具体的な取組】

- ・ 苜田農産物直売所での農水産物の販売をします。
- ・ 農業振興地域における環境保全型農業の推進をします。
- ・ 生産者に対する農薬の安全使用等の講座を開催します。
- ・ 学校給食で減々米を使用します。
- ・ 等覚寺特産グループのみそづくりの見学・体験を行います。
- ・ 地産地消フェアでの農水産物の販売をします。
- ・ 特産品振興協議会として苜田町の特産品の販売をします。

目標値

| 基本目標 | 目標値 | | |
|-----------------|---|-----------------------------------|--------------------------------------|
| | 現状値 | 目標値 | |
| ① 健康を育む食育の推進 | 朝食を毎日食べる子どもの割合 (全国学力テスト結果) | 小学生 84.8% 中学生 80.6% (令和2年度) | 小学校 90% 中学校 85% |
| | 朝食を食べる妊婦の割合 (妊娠届アンケート) | 78% (平成31年度) | 85% |
| | 朝食を食べる人の割合 (いきいきかんだ21 アンケート) | 83.5% (平成31年度) | 85.0% |
| | 1日3食、規則正しい食生活の リズムを心がけている人の割合 (いきいきかんだ21 アンケート) | 74.5% (平成31年度) | 80.0% |
| ② 人との関係を育む食育の推進 | 食育に関心がある人の割合 (1. 関心がある+2. どちらか といえば関心がある) (苜田町総合計画アンケート) | 67.8% (令和2年度) | 80.0% ※第5次総合計 画の目標値と 合わせて設定 |
| | 孤食傾向にある人の割合 (4. 月に数回+5. ほとんどな い) (苜田町総合計画アンケート) | 28.3% (令和2年度) | 25.0% ※第5次総合計 画の目標値と 合わせて設定 |
| ③ 地域を育む食育の推進 | 給食における減々米の使用量 (食育推進計画実態把握) | 週3～4回使用 32,383kg (平成31年度) | 維持 |
| | 苜田町の地域のもの食べる人 の割合 (いきいきかんだ21 アンケート) | 43.1% (平成31年度) | 45.0% |

第6章 食育推進体制

1 計画の推進体制

苅田町においては、3つの基本目標をベースに、地域住民や生産者、農水産業関係団体、商工団体、学校、保育園、幼稚園、行政が一体となり食育の推進に取り組みます。また、地域の食育に関するボランティアや関係団体とも協力連携しながら、本計画の効果的、総合的な推進を図ります。

①住民（個人・家庭）での推進

個人：まずは自分の健康は自分で守るという意識を持ち、食に対する正しい知識と理解を深め、自ら判断し実践に努めます。

家庭：家庭は、基本的な食習慣を形成する場です。また親から子へと食文化を伝える場にもなります。家族団らんの中で食事のマナーや健康を保持・増進する食生活の考え方や生産者や食事を作る人への感謝の心を育みます。

②地域（近隣・学校・保育園・幼稚園）での推進

地域住民：地域住民が、生涯健康で暮らす基本となる良好な食生活や食習慣の確立を図ります。また、地域の特性を活かし、地域食材や郷土料理に親しみ、食文化の伝承や地産地消の推進に取り組むように努めます。

学校・保育園・幼稚園：子どもが食に関する正しい知識を学び、基本的な食習慣を身につける重要な場です。家庭と連携し、食への関心を育み「食」の基本を指導する役割を担います。

③生産者団体等（生産者・農水産業関係団体・商工団体）における推進

食に関する情報の提供や地元でとれる新鮮で安心できる食品や料理を消費者に提供します。また、食品の生産等の各種体験活動を通して消費者とつながるように努めます。

④行政関係機関での推進

家庭や地域、関係機関や団体と連携を図り、幅広く食育の取り組みを行っていきます。

食育推進に関する知識や情報の提供により、町民が食育に関心を高めていくための取り組みや望ましい食生活を送れるための支援に努めます。

資料編

1. 苜田町食育推進会設置条例

○苜田町食育推進会議設置条例

(平成 27 年 9 月 18 日条例第 29 号)

(設置)

第 1 条 食育基本法(平成 17 年法律第 63 号。以下「法」という。)第 33 条第 1 項の規定に基づき、苜田町食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 食育推進計画(法第 18 条第 1 項に規定する市町村食育推進計画をいう。)を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、食育に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 食育の推進に係る団体が推薦する者
- (2) 教育、保育等に関する団体が推薦する者
- (3) 生産流通に係る団体が推薦する者
- (4) 食育に関する行政機関の職員
- (5) 町の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第8条 推進会議に、特定の事項について調査し、及び審議させるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、子育て・健康課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 苜田町食育推進会議委員名簿

苜田町食育推進会議委員名簿

(任 期 令和元年1月1日～令和3年10月31日 2年間)

◎は会長、○は副会長

| 部 門 | 氏 名 | 所 属 等 | 備 考 |
|---------|---------|------------------|---------------------------|
| 医師 | ○ 青木 稔 | 京都医師会苜田部会 | 副副会長 (青木内科クリニック 院長) |
| 歯科医師 | 酒井 早苗 | 京都歯科医師会 | 地域保健委員会委員 (さかい歯科医院 院長) |
| 保育園・幼稚園 | 田中 公子 | 苜田町保育所連盟 | (第1ひまわり保育園 園長) |
| 学校 | 宮城 強 | 苜田町小・中学校長会 | 会長 (苜田小学校 校長) |
| | 泉 礼美 | 苜田町立学校給食委員会 | 会長 (南原小学校 教諭) |
| | 長部 富士美 | 苜田町立学校給食センター栄養教諭 | (南原小学校 栄養教諭) |
| 保護者 | 吉本 新人 | 苜田町 PTA 連合会 | 会長 (白川小学校) |
| | 小川 由美 | 苜田町 PTA 連合会 | 母親委員長 (白川小学校) |
| 生産・販売 | 金丸 幸道 | 苜田町漁業協同組合 | 代表理事組合長 |
| | 葛島 満博 | 福岡京築農業協同組合 | 営農部係長 |
| | 内川 好江 | 等覚寺特産グループ | 代表 |
| | 村田 徹 | 苜田商工会議所 | 常議員 (有)キクヤ代表取締役) |
| 健康づくり | 岩崎 なるみ | 苜田町食生活改善推進会 | 会長 |
| 学識経験 | ◎ 長江 紀子 | 九州栄養福祉大学客員教授 | (福岡県栄養士会 北九州支部 企画運営委員) |
| 行政機関 | 児玉 三千恵 | 福岡県京築保健福祉環境事務所 | 健康増進課 健康増進係長 |
| 町 | 澤渡 裕文 | 苜田町 | 副町長 |

3. 計画の策定経緯

| 期日 | 項目 |
|-----------------|--------------------|
| 令和2年10月15日 | 第1回苅田町食育推進会議（書面決議） |
| 令和2年12月18日 | 第2回苅田町食育推進会議（書面決議） |
| 令和3年1月28日 | 第3回苅田町食育推進会議（書面決議） |
| 令和3年2月10日～2月24日 | パブリックコメント |
| 令和3年3月17日 | 第4回苅田町食育推進会議（書面決議） |